

小学校における校則の実態 —校則が適用される当事者の視点からの検討—

Actual Conditions of School Rules in Elementary Schools:
Considering the viewpoint of the primary stakeholders, the students

宇田 響^{*1}・北岡 優^{*2}
Hibiki UDA・Yu KITAOKA

Abstract

The purpose of this study is to examine the actual state of school rules in elementary schools, which are yet to be examined from the viewpoint of the primary stakeholders, the students. Additionally, this study analyzes the future state of school rules. The retrospective questionnaire survey was conducted from mid-to-end January 2021. The participants included students from the education department of a private A university and those from the education department of a private B junior college. The survey results highlighted that the school rules followed by a certain number of students should be reviewed from a modern point of view.

At present, some of the school rules that should be reviewed are as follows: “Boys must wear shorts even in winter”; “Parasols must not be used”; and “You must not wear underwear under gym clothes during physical education.” These school rules are likely to harm children’s health and well-being. In fact, the rules are not in accordance with the students’ actual conditions or circumstances and hence should be reviewed immediately.

Notwithstanding the foregoing rules, students are given few opportunities or mediums to revise school rules and consequently propose or suggest modifications. While it is imperative that students be given this opportunity, it is equally critical that busy teachers are not burdened by it.

1. 問題の所在

本研究の目的は、これまで検討されてこなかった小学校における校則の実態を、校則が適用される当事者の視点から検討することを通して、今後の校則のあり方について考察することにある。

2017年、大阪府立の高等学校に通う女子生徒（当時3年生）が訴訟を起こした。生まれつき髪色が茶色である彼女に対して、学校側が校則を根拠に、髪を黒く染めてくるよう繰り返し指導したのが発端となり、彼女が不登校状態となってしまったという内容の訴訟である。現在も係争中であるこの訴訟は、学校における校則のあり方についての議論が行われるようになるきっかけとなるものであった。この訴訟がきっかけとなり発足したものとして、有名なのは有志による「ブラック校則をなくそう！」プロジェクト¹⁾であろう。このプロジェクトでは、校則の実態に関する大規模調査が行われ、そうした調査によって得られた知見をふまえて、近年の学校における校則のあり方に対する問題提起がなされている。こうしたプロジェクトが行われたこともあり、近年では学校における校則に社会的な関心が集まるようになってきている²⁾。

このような状況で、学校における校則については、様々な観点から研究が行われるようになっていく（大山 2021、山内 2021 など）。本稿では、近年の学校における校則の「実態」についての検討を行うが、既にそうした検討は大津（2020）や荻上・内田編（2018）³⁾などによって行われている状況にある。高等学校における校則の実態に関する調査を行った大津（2020）⁴⁾は、近年の高等学校では頭髪、髪型、アルバイト、リップに関して校則で細かく決められている割合が高いことを明らかにしている。大津（2020）とは異なり、人々が高等学校時代に、各校則をどの程度経験しているのかを調査してい

^{*1} くらしき作陽大学 子ども教育学部 助教（Kurashiki Sakuyo University, Faculty of Childhood Education, Assistant Professor）

^{*2} くらしき作陽大学 子ども教育学部 学部生（Kurashiki Sakuyo University, Faculty of Childhood Education, Undergraduate student）

るのが荻上・内田編（2018）である。そこでは、近年の高等学校において、「スカートの長さが決められている」という校則をほぼ半数の者が経験している一方で、「体育や部活時に水を飲んではいけない」、「日焼け止めをもってきてはならない」といった校則は経験している者がほとんどいないことが明らかになっている（いずれも10代の回答結果を参照）。なお、荻上・内田編（2018）では、近年の中学校における校則の実態についても明らかにしていることを記しておきたい。

このように、今後の学校における校則のあり方を考えていく上で重要な知見が徐々にではあるが、着実に蓄積されつつある。しかし、留意しておきたいのは、これら一連の研究によって得られた知見は、高等学校（あるいは、中学校）における校則の実態に関するものであり、本稿の研究対象である小学校における校則の実態に関するものではないということである。こうした状況からもわかるように、小学校における校則の実態については、依然として検討がなされていない状況にある。小学校段階でも、（明文化されているかはさておき）校則が存在することをふまえれば、そうした校則によって悩む児童が一定数存在すると考えられる⁵⁾。そうした想定ができる以上、小学校における校則の実態を明らかにし、そのあり方を検討するという本稿の試みは、一定の意義を有するものだとはいえる。

また、これら一連の研究の多くが、校則の実態を十分に描き出すことができていないということにも留意しておく必要があるだろう。例えば、「服装」に関する校則一つとってみても、「冬でも男子は短パンを着用しなければいけない」、「冬でも女子はスカートを着用しなければいけない」など、様々な校則が存在する。しかしながら、このような校則の中には、これまでの研究では取り上げられてこなかったものの、今後の校則のあり方を考えていく上での重要な論点を含んでいる校則も一定数存在している。こうした状況をふまえれば、校則の実態をより正確に描き出すためにも、そうした校則を検討対象に据えた調査を行うことが必要だと考えられる。

以上の問題関心をふまえ、本稿では、小学校における校則の実態を検討することとしたい。なお、本研究では、校則を「学校生活を送る上で、児童（生徒）が守らないといけないルール（クラス独自のルールも含む）の総称。なお、明文化されていないもの、いわゆる暗黙のルールも含む」というように操作的に定義している。そうした操作的な定義に基づく調査の結果であることには留意されたい。

2. 研究の方法

アンケート調査は、Google フォームを利用し、2021年1月中旬から下旬にかけて、私立A大学の教育系の学部 to 所属する学生、私立B短期大学の教育系の学科に所属する学生を対象に行った。有効回答票数は、私立A大学207名、私立B短期大学36名である（詳細は表1を参照）。

アンケート調査は、小学校・中学校時代の校則を思い出して回答するという回顧調査となっている。このような調査であるため、できるだけ正確に回答ができる者を調査対象とする必要があった。そこで、本研究では、教育系の学部（学科）に所属する学生を調査対象とした⁶⁾。なぜなら、教育系の学部（学科）に所属する学生は、他の系統に所属する学生よりも、教育そのものに関心があることから、

表1. 調査対象者の属性

		全体	私立A大学	私立B短期大学
有効回答票数		243名	207名	36名
回答票数		248名	209名	39名
割合(有効回答票数/回答票数)		98.0%	99.0%	92.3%
性別	男性(割合)	41名(16.9%)	41名(19.8%)	0名(0.0%)
	女性(割合)	202名(83.1%)	166名(80.2%)	36名(100.0%)
学年	一年生(割合)	91名(37.4%)	55名(26.6%)	36名(100.0%)
	二年生(割合)	76名(31.3%)	76名(36.7%)	
	三年生(割合)	47名(19.3%)	47名(22.7%)	
	四年生(割合)	29名(11.9%)	29名(14.0%)	

注:括弧内の%は、有効回答票数の内、性別/学年についての回答があった者に占める割合。

小学校・中学校時代のことであっても、できるだけ正確に回答ができると考えたからである。なお、このような学生への回顧調査から明らかになる、学校における校則の実態は、2010年前後の状況が反映されたものであることに留意しておく必要があることを記しておくたい。

以降の分析では、教育系の学部（学科）に所属する学生のサンプル（243名）を用いて分析を行うこととした。

3. 校則の実態

3-1. 校則の経験率

本項では、各校則をどの程度経験しているのかについて検討していきたい。その際、「頭髪」に関する校則、「服装」に関する校則、「持ち物」に関する校則、「授業」に関する校則、「その他」の校則といった観点からみていくこととする⁷⁾。なお、本稿では、小学校における校則の実態をよりクリアに描き出すという目的で、中学校時代の各校則の経験率に関する結果も掲載している。以降では、適宜、学校種間（小学校と中学校間）の結果も確認していくこととした。

(1) 「頭髪」に関する校則

図1は、「頭髪」に関する校則（6項目）の経験の有無について尋ねたものを、学校種別に集計した結果を示したものである。まず、学校種間の結果をみると、「あった」という回答の割合が、「中学校」に比べて「小学校」の方が高い状況にあると判断できる項目がないことが確認できる。すなわち、小学校時代は中学校時代よりも、本稿で取り上げた「頭髪」に関する校則を経験しているというわけではないということである。

その上で、小学校の結果をみると、「あった」という回答の割合が最も多いのは、「髪の毛は黒色でなければいけない」という項目であり、実に7割（70.0%）にも及んでいることが確認できる（以下の値も「あった」という回答の割合）。また、「男子は髪をツーブロックにしてはいけない」という項目で、3割台後半（37.8%）、「眉毛の形を整えてはいけない」という項目で、2割台半ば（24.5%）となっており、先に取り上げた校則ほどではないが、これらの校則を経験している者は比較的多いことが確認できる。一方で、「女子は髪が肩にかからない長さにしななければいけない」という項目で、1割台前半（13.5%）、「男子は髪を刈り上げにしななければいけない」、「女子は髪をポニーテールにしてはい

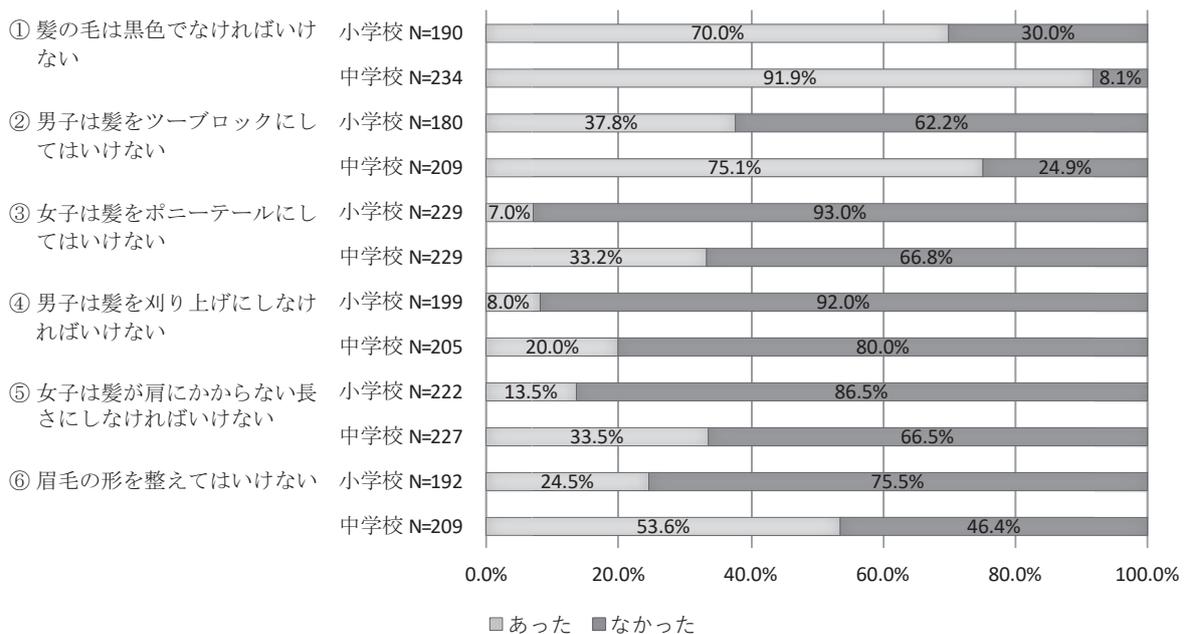


図1. 「頭髪」に関する校則経験

けない」といった項目にいたっては、1割にも満たない(それぞれ8.0%、7.0%)状況ではあるものの、これらの校則を経験している者は一定数存在していることも確認できる。

(2)「服装」に関する校則

図2は、「服装」に関する校則(6項目)の経験の有無について尋ねたものを、学校種別に集計した結果を示したものである。まず、学校種間の結果をみると、「冬でも男子は短パンを着用しなければいけない」、「登下校中、コートを着用してはいけない」といった項目で、「あった」という回答の割合が、「中学校」に比べて「小学校」の方が高い状況にあることが確認できる。すなわち、小学校時代は中学校時代よりも、これらの校則を経験しているということである。

その上で、小学校の結果をみると、「あった」という回答の割合が最も多いのは、「冬でも女子はスカートを着用しなければいけない」という項目であり、4割台後半(48.7%)にも及んでいることが確認できる(以下の値も「あった」という回答の割合)。また、「冬でも男子は短パンを着用しなければいけない」、「制服の下に体操服等を着用してはいけない」といった項目で、3割台半ば(それぞれ35.0%、34.2%)、「登下校中、コートを着用してはいけない」という項目で、2割台後半(29.8%)となっており、先に取り上げた校則ほどではないが、これらの校則を経験している者は比較的多いことが確認できる。一方で、「登下校中、マフラーを着用してはいけない」という項目で、1割にも満たない(9.8%)状況ではあるものの、この校則を経験している者は一定数存在していることも確認できる。

なお、「登下校中、手袋を着用してはいけない」という項目では、「あった」という回答がほぼ得られていない(1.2%)状況であり、この校則を経験している者はほとんど存在していないことには留意しておきたい。

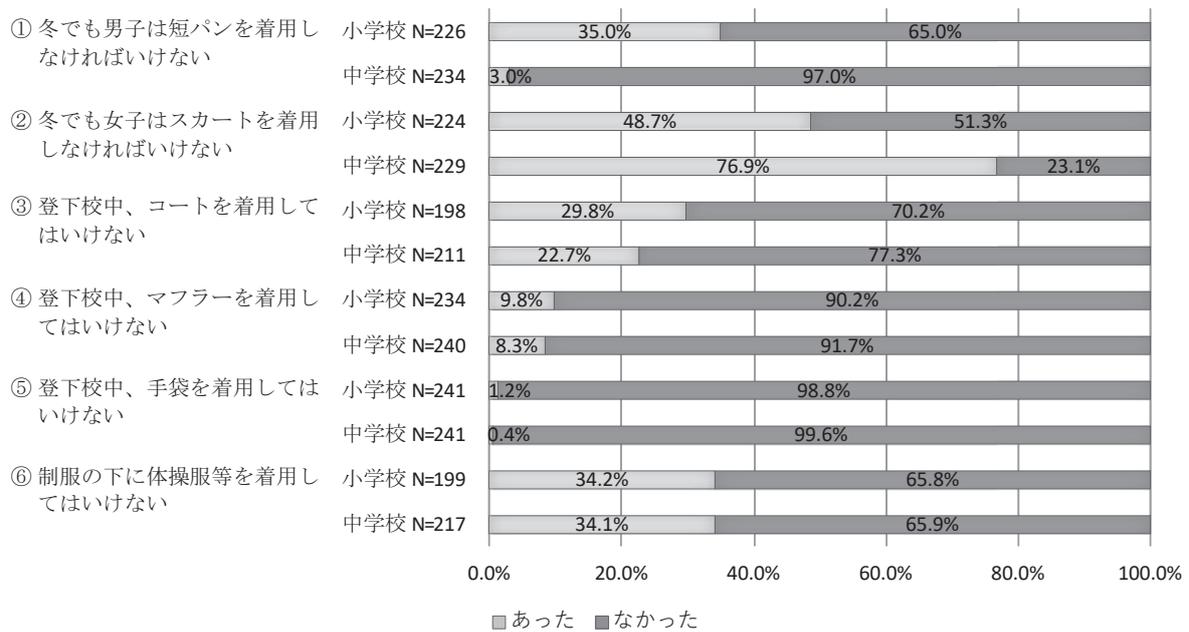


図2.「服装」に関する校則経験

(3)「持ち物」に関する校則

図3は、「持ち物」に関する校則(6項目)の経験の有無について尋ねたものを、学校種別に集計した結果を示したものである。まず、学校種間の結果をみると、「あった」という回答の割合が、「中学校」に比べて「小学校」の方が高い状況にあると判断できる項目がないことが確認できる。すなわち、小学校時代は中学校時代よりも、本稿で取り上げた「持ち物」に関する校則を経験しているというわけではないということである。

その上で、小学校の結果をみると、「あった」という回答の割合が最も多いのは、「携帯（スマホ）を持ってきてはいけない」という項目であり、実に 9 割（90.3%）にも及んでいることが確認できる（以下の値も「あった」という回答の割合）。また、「カバンは学校指定のものでなければいけない」という項目で、3 割前半（33.3%）、「日傘を使用してはいけない」という項目で、2 割台半ば（24.2%）となっており、先に取り上げた校則ほどではないが、これらの校則を経験している者は比較的多いことが確認できる。一方で、「リップクリームを使用してはいけない」、「日焼け止めを使用してはいけない」、「カイロを使用してはいけない」といった項目で、1 割にも満たない（それぞれ 9.0%、4.8%、3.4%）状況ではあるものの、これらの校則を経験している者は一定数存在していることも確認できる。

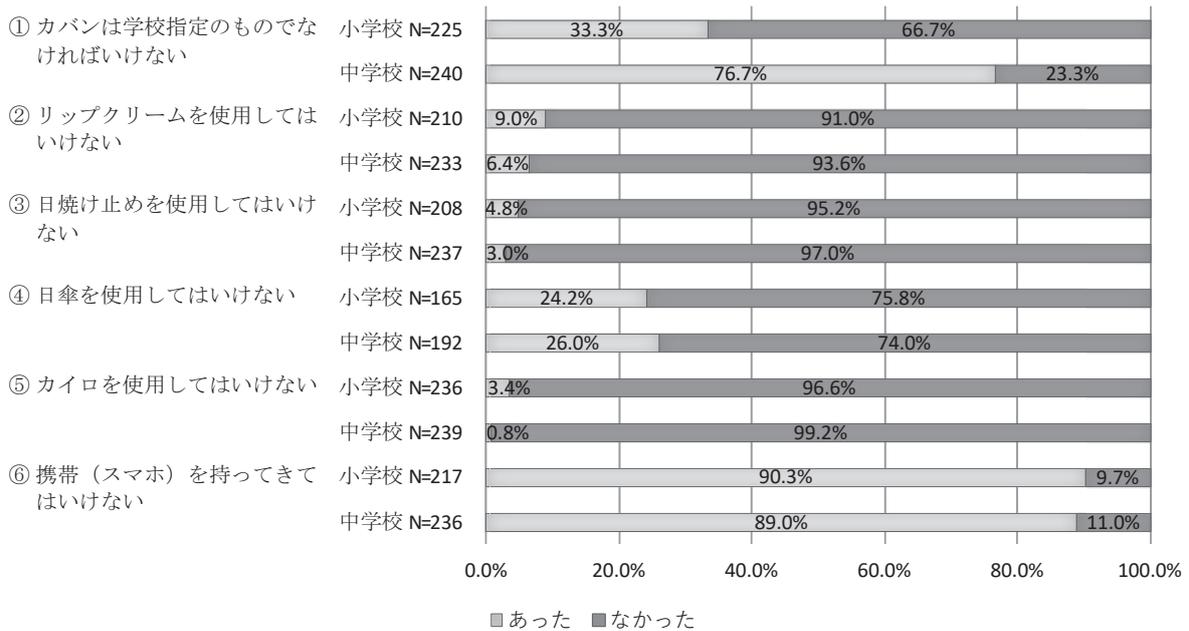


図 3. 「持ち物」に関する校則経験

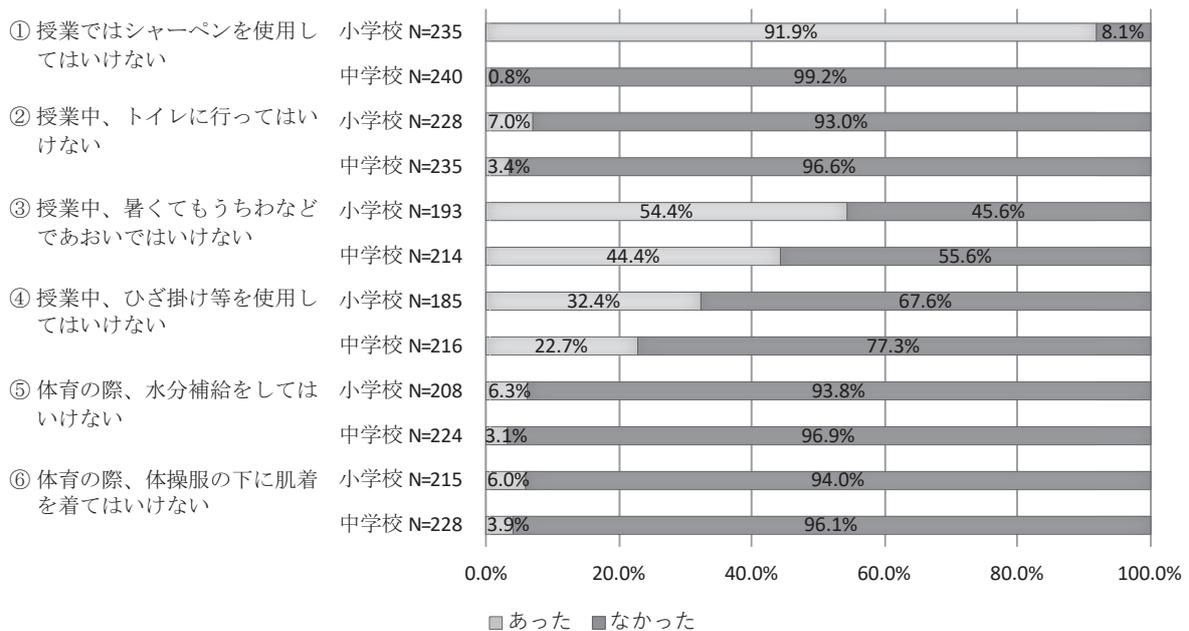


図 4. 「授業」に関する校則経験

(4)「授業」に関する校則

図4は、「授業」に関する校則（6項目）の経験の有無について尋ねたものを、学校種別に集計した結果を示したものである。まず、学校種間の結果をみると、「授業ではシャーペンを使用してはいけない」、「授業中、暑くてもうちわなどであおいではいけない」、「授業中、ひざ掛け等を使用してはいけない」といった項目で、「あった」という回答の割合が、「中学校」に比べて「小学校」の方が高い状況にあることが確認できる。すなわち、小学校時代は中学校時代よりも、これらの校則を経験しているということである。

その上で、小学校の結果をみると、「あった」という回答の割合が最も多いのは、「授業ではシャーペンを使用してはいけない」という項目であり、実に9割台前半（91.9%）にも及んでいることが確認できる（以下の値も「あった」という回答の割合）。また、「授業中、暑くてもうちわなどであおいではいけない」という項目で、5割台半ば（54.4%）、「授業中、ひざ掛け等を使用してはいけない」という項目で、3割台前半（32.4%）となっており、先に取り上げた校則ほどではないが、これらの校則を経験している者は比較的多いことが確認できる。一方で、「授業中、トイレに行ってはいけない」、「体育の際、水分補給をしてはいけない」、「体育の際、体操服の下に肌着を着てはいけない」といった項目では、1割にも満たない（それぞれ7.0%、6.3%、6.0%）状況ではあるものの、これらの校則を経験している者は一定数存在していることも確認できる。

(5)「その他」の校則

図5は、「その他」の校則（6項目）の経験の有無について尋ねたものを、学校種別に集計した結果を示したものである。まず、学校種間の結果をみると、「友達をあだ名で呼んではいけない」、「給食はクラス全員が完食しなければいけない」、「天候が良ければ、昼休みは外で遊ばないといけない」、「学校に置き勉（教科書等を置いて帰ること）をしてはいけない」といった項目で、「あった」という回答の割合が、「中学校」に比べて「小学校」の方が高い状況にあることが確認できる。すなわち、小学校時代は中学校時代よりも、これらの校則を経験しているということである。

その上で、小学校の結果をみると、「あった」という回答の割合が最も多いのは、「登下校中、携帯（スマホ）を利用してはいけない」という項目であり、実に8割台後半（87.1%）にも及んでいることが確認できる（以下の値も「あった」という回答の割合）。また、「学校に置き勉（教科書等を置いて

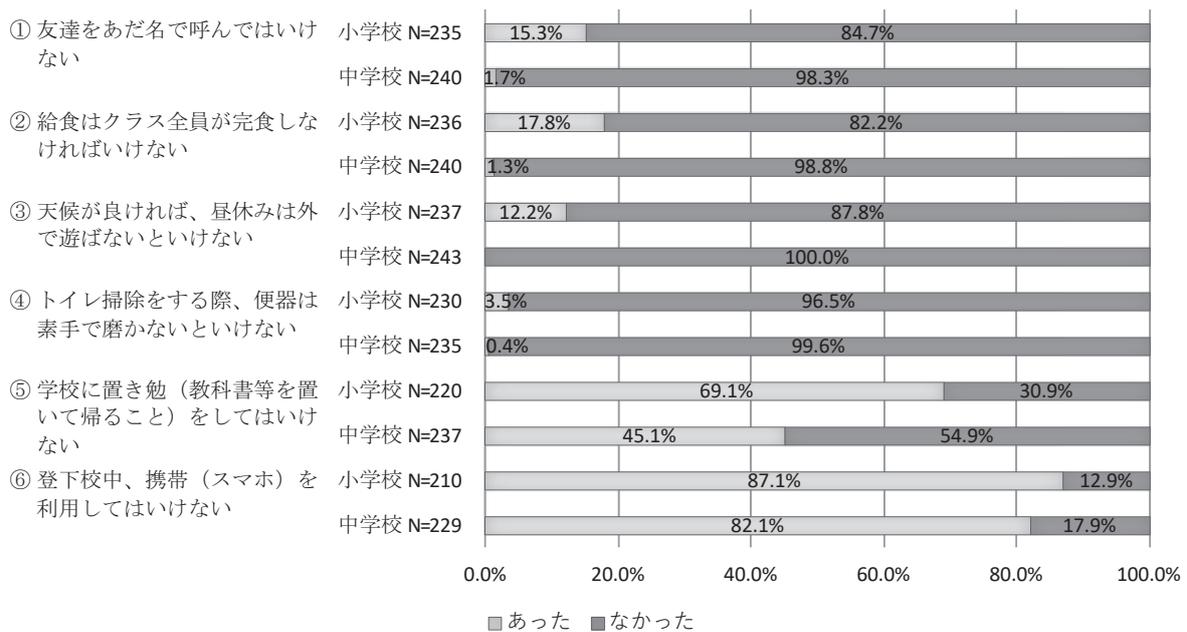


図5.「その他」の校則経験

帰ること)をしてはいけない」という項目で、6割台後半(69.1%)となっており、先に取り上げた校則ほどではないが、この校則を経験している者は比較的多いことが確認できる。一方で、「給食はクラス全員が完食しなければいけない」という項目で、1割台後半(17.8%)、「友達をあだ名で呼んではいけない」という項目で、1割台半ば(15.3%)、「天候が良ければ、昼休みは外で遊ばないといけない」という項目で、1割台前半(12.2%)、「トイレ掃除をする際、便器は素手で磨かないといけない」という項目にいたっては、1割にも満たない(3.5%)状況ではあるものの、これらの校則を経験している者は一定数存在していることも確認できる。

これまで、各校則をどの程度経験しているのかについて検討してきたが、本稿で取り上げた校則以外にも様々な校則が存在する。そうした校則を抽出するために、本調査では「上記の校則以外で、印象に残っている校則がありましたら、教えて下さい」という自由記述欄を学校種別に設けている。そこで、以下では自由記述欄のデータを用いて、本稿で取り上げた校則以外にいかなる校則が存在するのかを確認していきたい。なお、本稿では主要なものだけを取り上げている。また、以降の自由記述は、すべて原文ママで掲載していることを記しておきたい。

表2は、印象に残っている小学校の校則について示したものである。例えば、「服装」に関する校則では、「タイツ、ストッキング禁止」、「シューズは指定のシューズしかダメ」といった校則が、「持ち物」に関する校則では、「筆箱やボールペンの数・柄などの指定」、「ランドセルに付けるキーホルダーは、7cm×7cmまでなら良い」といった校則が存在しているようである。

表2. 印象に残っている小学校の校則

<ul style="list-style-type: none"> ・髪をくくるゴムの色の指定 ・シュシュ禁止(シュシュが爆発的に流行った時期だったので) ・<u>タイツ、ストッキング禁止</u> ・スカートは床に膝をつけて床下7cm ・半ズボンに付随するもので、風邪や病気などの理由で長ズボンを着用したいときは連絡帳等に保護者が許可を貰わなければ着用してはいけないというきまりがあった。 ・<u>シューズは指定のシューズしかダメ</u>だった。 ・靴は白い靴しか履いてはいけない ・<u>筆箱やボールペンの数・柄などの指定</u> ・<u>ランドセルに付けるキーホルダーは、7cm×7cmまでなら良い</u>というものがありました。 ・登下校中に寄り道してはいけない。
--

表3. 印象に残っている中学校の校則

<ul style="list-style-type: none"> ・<u>前髪は眉毛にかからない</u> ・髪の色は左右対称。班で全て見られたりしてた ・女の子のお団子ヘアは禁止。 ・靴下は白色でくるぶしが隠れる長さ!! ・靴は真っ白でなければならない(紐、中敷、靴裏も含む) ・暗黙のルールで、女子は1年生は真っ白の靴しか履いてはいけない。 ・冬に<u>タイツは履いてきてはいけない</u>。 ・冬もスカートの下にストッキングをはいてはいけない ・<u>肌着の色の指定</u> ・気温は関係なしにネックウォーマーをつけてきていい期間が決められていた ・一日の授業の時間割が教卓の机の上に1枚あり、授業がうるさくて注意を受けても聞かなかった場合、その授業で三角がつけば居残り15分、バツがつけば居残り30分で放課後クラス全員が居残り漢字の書き取りを受けなければならない全体責任があった。 ・化粧をしてはいけない ・<u>野球部全員強制丸坊主</u>

なお、参考として印象に残っている中学校の校則についても掲載しておきたい。それに該当するのが表3である。例えば、「頭髪」に関する校則では、「前髪は眉毛にかからない」、「髪の毛は左右対称」といった校則が、「服装」に関する校則だと、「冬にタイツは履いてきてはいけない」、「肌着の色の指定」といった校則が、「部活動」に関する校則だと、「野球部全員強制丸坊主」という校則が存在しているようである。

3-2. 校則を改定する機会

前項で取り上げた校則の中には、見直すべきだと考えられるような校則も存在する。仮に学校において、そうした校則が存在する場合、児童生徒が発案し、改定することはできるのだろうか。この問いにこたえるために、本項では、校則を改定する機会について検討していきたい。

図6は、校則を改定する機会の有無について尋ねたものを、学校種別に集計した結果を示したものである。まず、学校種間の結果をみると、「設けられていた」という回答の割合が、「中学校」に比べて「小学校」の方が少ない状況にあることが確認できる。すなわち、小学校時代は中学校時代よりも、校則を改定する機会が設けられていなかったということである。

その上で、小学校の結果をみると、「設けられていた」という回答の割合は、1割台後半（16.7%）であるのに対して、「設けられていなかった」という回答の割合は、8割台前半（83.3%）にも及んでいることが確認できる。すなわち、小学校時代は、児童が発案し、校則を改定する機会はあまり設けられていなかったということである。

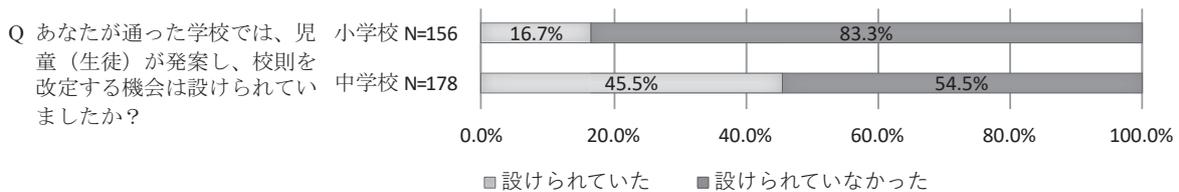


図6. 校則を改定する機会の有無

先述のように、特に小学校時代は、校則を改定する機会はあまり設けられていなかった状況にあるが、そもそも校則は定期的に改定されていたのであろうか。

図7は、校則が定期的に改定されていたか否かについて尋ねたものを、学校種別に集計した結果を示したものである。まず、学校種間の結果をみると、「改定されていた」という回答の割合が、「中学校」に比べて「小学校」の方が少ない状況にあることが確認できる。すなわち、小学校時代は中学校時代よりも、校則が定期的に改定されてはいなかったということである。

その上で、小学校の結果をみると、「改定されていた」という回答の割合は、1割にも満たない(7.4%)状況であるのに対して、「改定されていなかった」という回答の割合は、9割台前半（92.6%）にも及んでいることが確認できる。すなわち、小学校時代は、校則が定期的に改定されることはあまりなかったということである。

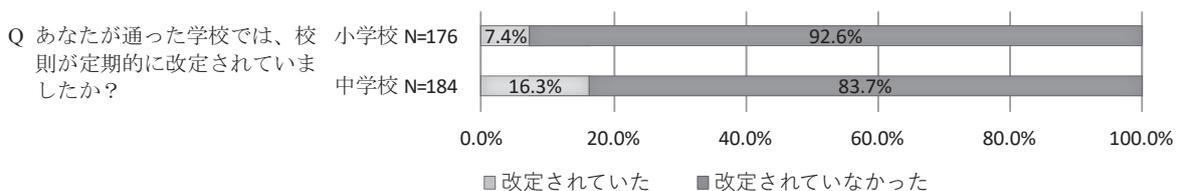


図7. 校則が定期的に改定されていたか否か

4. まとめと考察

本稿では、小学校における校則の実態を、校則が適用される当事者の視点から検討してきた。最後に、そこで得られた知見をふまえて、今後の小学校における校則のあり方を考察することとしたい。

まず注目したいのが、「服装」に関する校則で取り上げた「冬でも男子は短パンを着用しなければならない」という校則である。この校則は、見直しが必要だと考えられる。というのも、冬は体が冷えやすく、体調を崩しやすい時期にあたる。そうした時期に、男子児童に短パンを着用するよう強制してしまうと、児童によっては体調を崩してしまうことも想定できるからである。こうした想定ができるものの、この校則を経験している者は比較的多い状況にある（図2参照）。「子どもだから寒さに強い」というような大人側の「子ども」に対するイメージがあるからこそ、このような校則が存在しているのであろう。いずれにしても、児童が体調を崩してしまう可能性のあるこの校則は、見直しを行っていく必要があると考えられる。

続いて注目したいのが、「持ち物」に関する校則で取り上げた「日傘を使用してはいけない」という校則である。この校則も、先ほどの校則と同様、見直しが必要だと考えられる。なぜなら、年々気温が上昇し、紫外線量が増加している状況において、日傘の使用を禁止することは、児童を熱中症や皮膚がんのリスクにさらすことにつながると考えられるからである。このように考えられるものの、この校則を経験している者は比較的多い状況にある（図3参照）。こうした状況には、大人側が「子どもは若いから（多少）暑くても、あるいは紫外線を浴びても人体に影響はないはず」というような考え方をもっていることが関係していると考えられる⁸⁾。しかしながら、先述したようなリスクから児童を守るためには、そうした考え方を早急に改める必要があるだろう。児童の命を危険にさらす可能性がある以上、この校則の見直しは必要だと考えられる。

最後に注目したいのが、「授業」に関する校則で取り上げた「体育の際、体操服の下に肌着を着てはいけない」という校則である。この校則も、先に紹介した二つの校則と同様、見直しが必要だと考えられる。というのも、肌着を着ずに体育を行うと、汗で体操服が透けた状態になる。第二次性徴が現れる高学年の児童（特に女子児童）にとって、そうした状態で行われる体育では周囲の視線が気になり、不快な思いをする可能性が高いのではないかと考えられるからである。このように考えられるものの、この校則を経験している者は一定数存在している状況にある（図4参照）。汗で体が冷えることを防止するという目的でこの校則を運用している学校もあると考えられるが、児童が不快な思いをすることなく、授業に参加できることを何よりも優先すべきではないだろうか。児童が安心して授業に参加できる状況を保障するためには、この校則の見直しを早急に行っていく必要があると考えられる。

以上みてきたように、小学校における校則の中には、見直すべきだと考えられるような校則も存在している⁹⁾。しかしながら、こうした校則が存在していたとしても、児童が「この校則はおかしい」と声を上げ、校則を改定することはほとんどできない状況にある。なぜなら、前節で明らかにしたように、児童が発案し、校則を改定する機会はあまり設けられていないからである（図6参照）。もちろん、既に多忙を極める学校・教員にとって、こうした機会を設けることは難しい状況にあるのは確かであろう。しかしながら、校則が適用される立場にある児童の声に耳を傾けることで、先述したような校則を経験する児童を少しでも減らすことができるのではないだろうか。今後は児童が発案し、校則を改定する機会を可能な限り設けていく必要があると考えられる。

最後に、本稿の問題点を提示しておきたい。一つは、2017年以降の小学校における校則の実態を把握することができていないということである。校則に社会的関心が集まった2017年以降、校則を見直す動きが学校現場で活発になっていることをふまえれば、2017年を境に、小学校における校則の実態に変化が生じている可能性が高い。しかしながら、本稿からは、2010年前後の小学校における校則の実態を把握することができるものの、2017年以降の実態を把握することはできない状況にある。小学校における校則のあり方をより正確な情報に基づき考えていくためにも、今後は、2017年以降の校則の実態を把握することを目的とした調査が必要だと考えられる。

もう一つは、小学校における校則の実態を学年別に把握することができていないということである。

本稿では、小学校低学年から高学年までを一括りにし、校則の実態を明らかにしてきたが、小学校の場合、学年によって運用されている校則に違いがある可能性が高い。そうした違いを捉えることが、小学校における校則の実態をより正確に描き出すことにつながることを考えると、今後は校則の実態を学年別に把握していく作業が必要だと考えられる。

注

- 1) 有志による「ブラック校則をなくそう！」プロジェクトについては、以下の URL を参照されたい。
(<http://black-kousoku.org>)
- 2) 学校の校則に社会的な関心が集まったことにより、「ブラック校則」という映画（主演：佐藤勝利（Sexy Zone）・高橋海人（King & Prince））も公開されるに至っている。
- 3) 荻上・内田編（2018）は、校則の実態に関する大規模調査を行った「ブラック校則をなくそう！」プロジェクトにおける研究成果の一つである。
- 4) 大津（2020）は、経年変化をみるために、加治佐ほか（1989）が行った「中学校・高等学校の校則に関する調査」と同様の調査を行っている。
- 5) 荻上・内田編（2018）は、小学校段階でも問題だと考えられる校則は存在することを指摘している。こうした指摘をふまえれば、小学校段階においても、校則が原因で悩みながら学校生活を送っている児童は一定数存在すると考えられる。
- 6) 小学校における校則の実態をより正確に描き出すためには、保護者を対象とした調査や校則を運用する立場にある教員を対象とした調査も必要だと考えられる。今後は、これらの調査を行い、校則のあり方を考察していく必要があるだろう。
- 7) 調査項目を作成するにあたり、2020年11月中旬から下旬にかけて、私立 B 短期大学の教育系の学科に所属する学生を対象に予備調査（自由記述式のアンケート調査及びインタビュー調査）を行った。そうした予備調査によって抽出された校則に加えて、荻上・内田編（2018）で取り上げられた校則も参考にし、調査項目を作成した。
- 8) 「日傘を使用してはいけない」という校則を経験している者が比較的多いの中には、大人側が「日傘は大人が使用する物」という考え方をもっていることも関係していると考えられる。
- 9) もちろん、本節で取り上げた校則以外にも、見直すべきだと考えられるような校則は存在する。例えば、「持ち物」に関する校則で取り上げた「リップクリームを使用してはいけない」、「日焼け止めを使用してはいけない」といった校則、「授業」に関する校則で取り上げた「授業中、トイレに行ってもいけない」、「体育の際、水分補給をしてはいけない」といった校則、「その他」の校則で取り上げた「トイレ掃除をする際、便器は素手で磨かないといけない」という校則などが挙げられる。

参考文献

- 加治佐哲也ほか（1989）「中学校・高等学校の校則に関する調査」宮崎女子短期大学編『宮崎女子短期大学紀要』（15）、119-143 頁。
- 荻上チキ・内田良編（2018）『ブラック校則—理不尽な苦しみの現実—』東洋館出版社。
- 大山直樹（2021）「校則における頭髪規制の再検討—在学契約の観点から—」大正大学編『大正大学研究紀要』（106）、300-320 頁。
- 大津尚志（2020）「高校の「校則」に関する一考察」武庫川女子大学大学院文学研究科教育学専攻編『教育学研究論集』（15）、36-44 頁。
- 山内乾史（2021）「「道德教育の研究」の研究—校則は拘束か？（Ⅱ）—」佛教大学教育学部学会編『佛教大学教育学部学会紀要』（20）、175-188 頁。